

# 合併協定項目協議結果

西松浦地区合併協議会

## 合併協定項目

### ○基本的協議項目

No.	協議項目	提案	確認
1	合併の方式	第1回	第1回
2	合併の期日	第2回	第2回
3	新町の名称	第1回	第1回
4	新町の事務所の位置	第1回	第1回
5	財産の取扱い	第2回	第2回

### ○合併特例法に規定されている協議項目

No.	協議項目	提案	確認
6	地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い	第6回	第7回
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第5回	第5回
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第3回	第3回
9	地方税の取扱い	第2回	第2回
10	一般職の職員の身分の取扱い	第1回	第1回
11	新町建設計画	第9回	第9回

### ○その他必要な協議項目

No.	協議項目	提案	確認
12	特別職の職員の身分の取扱い	第5回	第5回
13	条例・規則等の取扱い	第1回	第1回
14	事務組織及び機構の取扱い	第5回	第5回
15	一部事務組合等の取扱い	第5回	第5回
16	慣行の取扱い	第1回	第1回
17	町名・字名の取扱い	第2回	第7回
18	補助金・交付金等の取扱い	第4回	第4回
19	行政区の取扱い	第7回	第7回
20	公共的団体等の取扱い	第1回	第1回
21	使用料・手数料の取扱い	第4回	第4回
22	消防・防災事業の取扱い	第1回	第1回
23	国際交流事業の取扱い	第1回	第1回
24	国民健康保険事業の取扱い	第6回	第6回
25	介護保険制度の取扱い	第2回	第2回
26	広報・広聴の取扱い	第1回	第1回
27	電算システム・情報通信関係の取扱い	第1回	第1回
28	高齢者福祉事業の取扱い	第3回	第3回
29	児童福祉事業の取扱い	第3回	第3回
30	社会福祉事業の取扱い	第3回	第3回
31	病院事業の取扱い	第5回	第5回
32	保健衛生事業の取扱い	第3回	第3回
33	ごみ対策・環境保全の取扱い	第4回	第4回
34	農林事業の取扱い	第2回	第2回
35	商工観光事業の取扱い	第4回	第4回
36	交通関係事業の取扱い	第6回	第6回
37	建設関係事業の取扱い	第4回	第4回
38	公営住宅の取扱い	第4回	第4回
39	上水道事業の取扱い	第1回	第1回
40	下水道事業の取扱い	第4回	第7回
41	学校教育の取扱い	第1回	第1回
42	通学区域の取扱い	第1回	第1回
43	生涯学習・スポーツ事業の取扱い	第2回	第2回
44	その他協議が必要な事業	第8回	第8回

# 西松浦地区合併協議会の協議結果

## 基本的協議項目

### 1. 合併の方式

有田町、西有田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

### 2. 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月1日とする。

### 3. 新町の名称

新町の名称は、「有田町」(ありたちょう)とする。

### 4. 新町の事務所の位置

- (1) 新町の事務所の位置は、西有田町大木乙2202番地(現在の西有田町役場)とする。ただし、新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後建設審議会を発足させ、具体的な検討に入るものとする。
- (2) 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。

### 5. 財産の取扱い

2町の合併に当たっては、基本的に全ての財産を新町に引き継ぐものとする。

ただし、それぞれの地方債残高(合併前からの継続事業分を含む)については、両町民間で共有できる施設整備等で生じたものを除いた残高について、合併後おおむね10年以内に当該旧町の標準財政規模に占める割合で平準化を図ることとし、新町建設計画等に反映させるものとする。

また、基金の中で財政調整基金及び減債基金については、新町の財政運営の配慮から、標準財政規模の最低5%を合併時に持ち寄るものとする。

その他の基金については、一元化できる基金は新町において速やかに調整・統一し、それ以外の基金については「地域限定基金」とする。

【参考】 土地及び建物の現況

(平成15年度末現在 単位:㎡)

区 分	有田町			西有田町		
	土地 (地積)	建物(延面積)		土地 (地積)	建物(延面積)	
		木造	非木造		木造	非木造
行政財産	1,846,405	4,740	45,623	378,890	1,698	27,008
公用財産	5,207	107	1,726	18,321	470	1,585
本庁舎	5,207	107	1,017	4,761	113	1,211
支所庁舎	0	0	0	0	0	0
消防施設	0	0	202	2,183	357	374
その他	0	0	507	11,377	0	0
公共用財産	1,841,198	4,633	43,897	360,569	1,228	25,423
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	50,672	3,538	7,225	37,756	21	9,133
中学校	61,437	73	10,626	25,890	33	4,608
保育園	19,020	0	3,174	10,636	670	1,707
公営住宅	11,904	52	4,825	2,186	0	973
公園	95,391	23	67	254,287	0	2,906
その他	1,602,774	947	17,980	29,814	504	6,096
普通財産	1,969,970	0	529	3,830,447	77	195
土地及び建物	292,185	0	529	121,584	77	195
山林	1,677,785	0	0	3,708,863	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0	0
合 計	3,816,375	4,740	46,152	4,209,337	1,775	27,203

## 合併特例法に規定されている協議項目

### 6. 地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に規定する地域審議会を新町において5年間設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新町における議会の議員の定数は、18人とする。ただし、設置選挙(第1回選挙)のみ22人とする。
- (2) 選挙区は、全町域で1選挙区とする。
- (3) 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく定数及び在任の特例は、適用しない。

【参考】 議会議員の定数及び任期の現況

	有田町	西有田町
定 数	法定定数 22名	法定定数 18名
	現議員数 16名	現議員数 16名
任期(4年)	平成15年4月30日から 平成19年4月29日まで	平成15年8月7日から 平成19年8月6日まで

### 8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月19日までの間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 特例措置後の農業委員会の選挙による委員の定数は、8人とする。
- (3) 農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区から推薦する理事又は組合員各1人。議会から推薦する学識経験者3人以内とする。

【参考】 農業委員の定数及び任期の現況

	有田町	西有田町
現行委員数	選挙委員 10人	選挙委員 10人
	選任委員 3人	選任委員 5人
	〔 議会推薦 1人 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 〕	〔 議会推薦 3人 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 〕
任期(3年)	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	平成16年4月1日から 平成19年3月31日まで

### 9. 地方税の取扱い

- (1) 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。
- (2) 都市計画税は、合併までに調整する。
- (3) 納税貯蓄組合は、合併後速やかに調整する。
- (4) 前納報奨金制度は、有田町の例による。
- (5) その他2町で差異のない税制については、現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。

【参考】町税等の現況

個人町民税 (両町 同一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割:3,000円</li> <li>・所得割:課税所得金額に対して 200万円以下 ----- 3% 200万円を超え700万円以下 - 8% 700万円を超える額 ----- 10%</li> </ul>
法人町民税 (相違あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割 有田町 : 法人税額の14.5% 西有田町: 法人税額の12.3%</li> </ul>
固定資産税 (両町 同一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税標準額の1.4%</li> <li>・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</li> </ul>
特別土地保有税 (両町 同一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 土地に対して課するもの(保有分) 1.4% 土地にの所得に対して課するもの 3.0%</li> <li>・免税点 5,000m<sup>2</sup>未満</li> </ul>
都市計画税 (有田町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 課税標準額の0.1%</li> </ul>
納税貯蓄組合 (西有田町のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合が各納期限までに税額を完納したとき納税額の100分の2</li> <li>・組合が各納期限までに税額の100分の80以上納付したとき納税額の100分の1.5以内</li> </ul>
前納報奨金 (相違あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付率の違い 有田町 : 前納報奨金=納期前納付の税額×0.5/100×納期前月数 西有田町: 前納報奨金=納期前納付の税額×0.8/100×納期前月数</li> <li>・限度額の違い 有田町:5万円限度、西有田町:10万円限度</li> </ul>

10. 一般職の職員の身分の取扱い

2町の一般職の職員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

また、同法第9条第2項の規定に関し、次のように調整を行うものとする。

- (1) 職制及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。
- (2) 給与については、職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。

【参考】職員数の現況

区分	有田町	西有田町
首長部局	98人	82人
議会	2人	2人
選挙管理委員会	1人	0人
監査委員事務局	0人	0人
教育委員会	24人	18人
農業委員会	1人	2人
病院	-	135人
水道企業	8人	4人
合計	134人	243人

(平成16年4月1日現在)

※2町で組織する組合の職員数

有田地区消防組合	38人
有田地区衛生組合	7人
有田地区歴史と文化の森公園組合	2人
合計	47人

11. 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

## その他必要な協議項目

### 12. 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。
- (3) 新町の職務執行者は、2町の長が協議して定める。

#### 【具体的対応策】

- ・町長・助役・収入役・教育長の任期等は、法令の定めるところによる。
- ・議会の議員及び農業委員会の委員の定数・任期は、別に協議する。
- ・教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期は、法令の定めるところによる。
- ・その他の特別職は、2町にて設置され、引き続き設置する必要があるものは統合し、その他のものは合併後速やかに調整する。
- ・特別職の報酬等は、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例を基に合併までに調整し、新町において定める。

### 13. 条例・規則等の取扱い

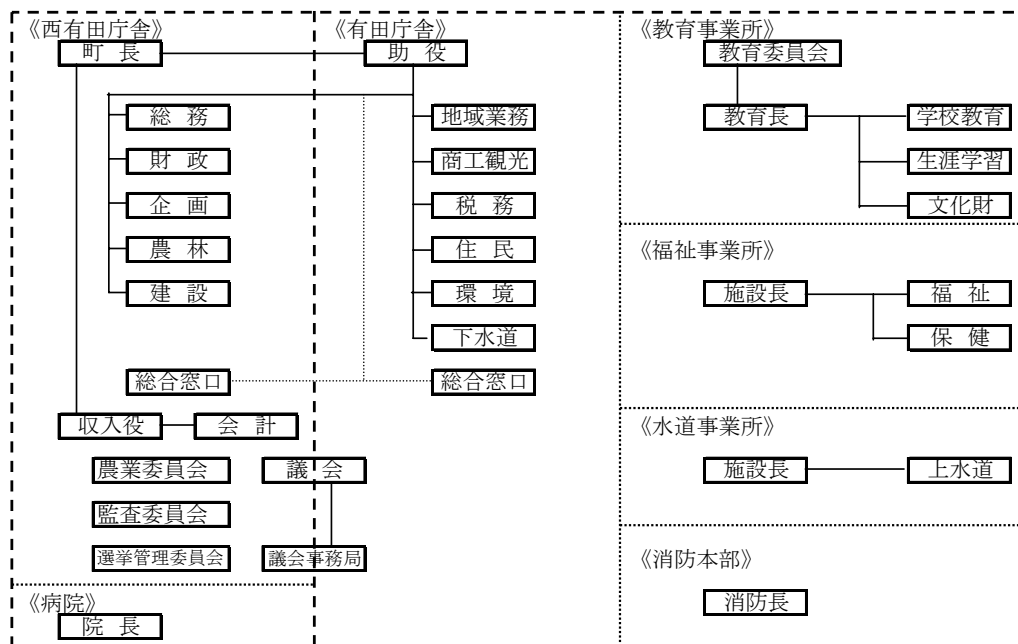
- (1) 2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により、新町において制定する。
- (2) 2町ともに制定しているが、内容に差異のあるもの及び一町にのみ制定されているものについては、事務事業の調整内容に基づき、支障のないよう整備し、新町において制定するものとする。

### 14. 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえその効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化(行財政改革)と住民の利便性(サービスの維持・向上)の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。
- (2) 2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。
- (3) 新町の事務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。
  - ① 住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。
  - ② 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織、機構とする。
  - ③ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。

#### 【参考】 新町の基本フレーム(案)



## 15. 一部事務組合等の取扱い

- (1) 2町のみで組織する次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に至るまでの事務事業、財産及び職員等を新町に引き継ぐ。
  - ①有田地区消防組合
  - ②有田地区衛生組合
  - ③有田地区歴史と文化の森公園組合
- (2) 次の一部事務組合等は、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日当該組合等に加入する。
  - ①伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合
  - ②伊万里・有田地区衛生組合
  - ③伊万里・有田地区介護認定審査会
  - ④有田磁石場組合
  - ⑤伊万里・北松地域広域市町村圏組合
  - ⑥佐賀県自治会館組合
  - ⑦佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合
  - ⑧佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合
  - ⑨佐賀県市町村交通災害共済組合
  - ⑩佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合
- (3) 次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。
  - ①佐賀県町村職員退職手当組合

### 【具体的対応策】

- ・佐賀県町村職員退職手当組合は、有田町が未加入であり、新町として加入する場合、退職手当組合の現在の規約上、多額の加入負担金が必要である。  
現在、退職手当組合として加入促進を図る趣旨で、給付に応じた負担金制度への規約改正の検討がなされているところであり、改正がなされれば加入する方向で検討する。

## 16. 慣行の取扱い

- (1) 町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。
- (2) 宣言及び表彰制度は、合併後速やかに調整する。
- (3) 名誉町民制度は、合併後速やかに調整する。なお、2町の名誉町民は、新町の名誉町民とする。

## 17. 町名・字名の取扱い

字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。

### 【参考】住所表記例

(現在)	(新)
有田町中部甲	→ 有田町境野甲、有田町古木場甲、有田町戸矢甲
有田町中部乙	→ 有田町戸矢乙、有田町大野乙、有田町桑古場乙、有田町本町乙、有田町戸杓乙
有田町中部丙	→ 有田町本町丙、有田町戸杓丙、有田町外尾町丙、有田町外尾山丙、有田町丸尾丙 有田町赤坂丙、有田町黒傘田丙、有田町応法丙
有田町西部甲	→ 有田町南原甲、有田町南山甲
有田町西部丁	→ 有田町南原丁、有田町南山丁
西有田町山谷甲	→ 有田町二ノ瀬甲、有田町牧甲
西有田町山谷乙	→ 有田町岳乙、有田町切口乙、有田町上山谷乙、有田町下山谷乙
西有田町大木甲	→ 有田町広瀬山甲、有田町広瀬村甲、有田町立部甲、有田町大木宿甲
西有田町大木乙	→ 有田町立部乙、有田町大木宿乙、有田町山本乙、有田町桑木原乙
西有田町曲川甲	→ 有田町蔵宿甲、有田町仏ノ原甲、有田町黒川甲、有田町代々木甲、 有田町下本村甲、有田町原明甲
西有田町曲川乙	→ 有田町上本村乙、有田町下本村乙、有田町舞原乙、有田町楠木原乙、 有田町原明乙
西有田町曲川丙	→ 有田町北川内丙、有田町蔵宿丙、有田町上内野丙、有田町下内野丙、 有田町仏ノ原丙、有田町黒川丙、

## 18. 補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等は、行財政の効率的運用を図る観点から、新町において、補助基準等を統一する方向で調整し、必要に応じて各種団体の整理統合、廃止等も含めて検討する。

### 【具体的対応策】

- ・各種団体への補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で常に見直しを行い、公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。また、地域独自の補助金等は、その目的等を明確化し、均衡ある取扱いとなるよう調整する。

## 19. 行政区の取扱い

- (1) 行政区は、現行のとおりとし、合併後調整する。
- (2) 行政連絡員、区長及び行政連絡補助員制度は、現行のとおりとし、名称は、区長及び連絡員とする。
- (3) 区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 公民館長及び自治公民館長制度は、現行のとおりとし、名称は、自治公民館長とする。
- (5) 自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (6) 自治公民館建設補助金は、合併後速やかに調整する。

### 【具体的対応策】

- ・区長及び自治公民館長の報酬額は、他の報酬と一括して調整する。
- ・区行政補助費及び自治公民館運営費補助制度は、新町全域の均衡が図れるよう、合併までに調整する。

## 20. 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

## 21. 使用料・手数料の取扱い

- (1) 窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。
- (2) 施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時には現行のとおりとする。  
ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。
- (3) 占用料は、合併までに調整し、新町において定める。

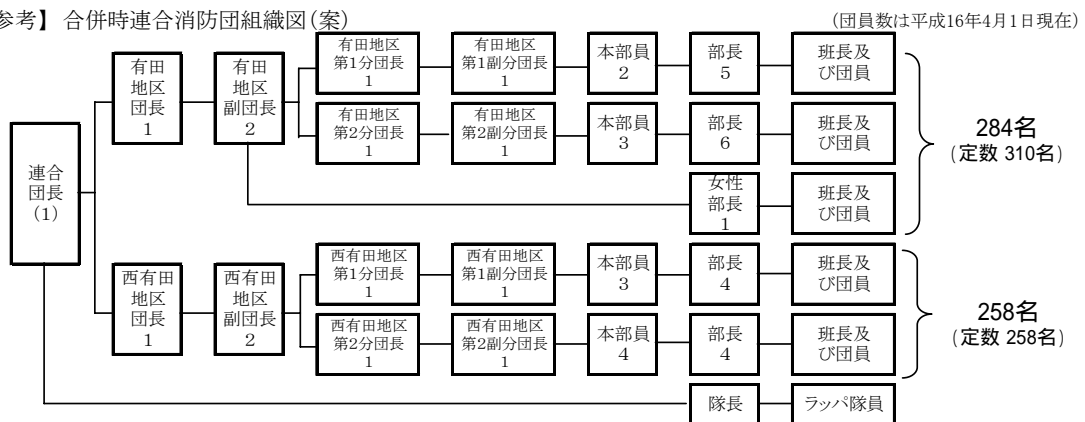
### 【具体的対応策】

- ・各種施設における減免規定及び加算規定は、施設の目的、用途、規模等で統一した方針を決定したのち、合併までに調整する。

## 22. 消防・防災事業の取扱い

- (1) 2町の消防団は、現行のまま新町に引継ぎ、合併時に統合する。組織の見直しは合併後行う。
- (2) 消防団員の任期、定年制及び表彰規程は、合併後調整する。
- (3) 消防団員の報酬、出勤手当及び福祉共済掛金は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 防災会議は、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。

### 【参考】合併時連合消防団組織図(案)





### 23. 国際交流事業の取扱い

- (1) 姉妹・友好都市は、新町に移行後、継続することを基本に相手方と協議する。
- (2) 国際交流事業は、継続することを基本に、合併後速やかに調整する。

### 24. 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険の保険税率は、統一する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
- (2) 出産育児一時金の貸付限度額は、有田町の例による。
- (3) 葬祭費は、現行のとおりとする。
- (4) 高額医療費貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (5) あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後速やかに調整する。
- (6) 表彰制度は、合併後速やかに調整する。

#### 【具体的対応策】

- ・新町発足後、国民健康保険運営協議会の意見を聴き、医療支給額等に見合う税率にて合併の翌年度から統一する。
- ・表彰制度は、新町の国民健康保険運営協議会の意見を聴き、新たな制度を創設する。

#### 【参考】 医療分(一般被保険者分)賦課割合の現況

区分	有田町	西有田町
一世帯あたり賦課額	139,030	129,875
一人あたり賦課額	71,227	61,100

(平成16年11月現在 単位:円)

### 25. 介護保険制度の取扱い

- (1) 保険料は、平成17年度に策定する第3期介護保険事業計画(H18~20)年度中は、各保険者(各町)の保険料のままとし、第4期介護保険事業計画(H21~23)において、統一した保険料とする。
- (2) 納期は、西有田町の例による。

#### 【参考】 所得階層別定額保険料の現況(第2期保険料額・平成15~17年度)

段階	対象者	保険料率	年額保険料(円)	
			有田町	西有田町
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	23,953	18,138
第2段階	住民税非課税者 (世帯全員が非課税)	基準額×0.75	35,930	27,207
第3段階	住民税非課税者 (本人が非課税)	基準額	47,906	36,276
第4段階	住民税課税者 (所得額250万円未満)	基準額×1.25	59,883	45,345
第5段階	住民税課税者 (所得額250万円以上)	基準額×1.50	71,859	54,414

### 26. 広報・広聴の取扱い

- (1) 広報紙は、新町において統合し、現行のとおり月1回の発行とする。
- (2) 広聴制度は、新町において新たに創設する。
- (3) 議会だよりは、新町において統合し、現行のとおり年4回の発行とする。
- (4) 情報公開制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (5) 個人情報保護制度は、合併までに調整し、新町において定める。

#### 【具体的対応策】

- ・情報公開制度における合併前の2町の情報の公開については、各町の従前の情報公開の制度の例による。

### 27. 電算システム・情報通信関係の取扱い

- (1) 住民サービスに関連する電算システムは、合併までに統合する。
- (2) 内部事務に関連する電算システムは、合併までに調整し、随時統合する。

## 28. 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
- (2) 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- (3) 利用者負担金は、応能負担の原則に立ち、見直しを検討する。
- (4) 敬老会、百歳祝い事業及び敬老祝金支給事業は、合併後速やかに調整する。

### 【具体的対応策】

- ・老人福祉電話貸与事業は、合併までに調整する。なお、助成額は、西有田町の例を基本に調整する。
- ・配食サービス事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担金は、有田町の例を基本に調整する。
- ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、現行のとおりとする。
- ・寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業は、原稿のとおりとする。
- ・緊急通報体制整備事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、西有田町の例を基本に調整する。
- ・軽度生活援助事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、西有田町の例を基本に調整する。
- ・生きがい活動支援通所事業は、合併までに調整する。なお、利用者負担は、西有田町の例を基本に調整する。
- ・在宅寝たきり者等介護見舞金支給事業は、合併後速やかに調整する。

### 【参考】敬老祝金の現況

有田町		西有田町	
80歳	5,000円	77歳	7,700円
85歳	8,000円	88歳	8,800円
90歳	10,000円	90歳	9,000円
95歳	20,000円		
100歳	100,000円	100歳	70,000円
101歳以上	10,000円	101歳以上	10,000円

## 29. 児童福祉事業の取扱い

- (1) 保育料は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。ただし合併する年度は現行のとおりとする。
- (2) 保育園の開所時間及び延長保育は、現行のとおりとし、新町において住民サービスが低下しないよう実施する。
- (3) 幼児用補助装置購入補助は、有田町の例による。
- (4) 放課後児童健全育成事業は、合併後速やかに調整する。

### 【参考】保育料の現況

定義	国徴収基準		
	階層	3才未満児	3才以上児
生活保護	第1	0	0
住民税非課税	第2	9,000	6,000
住民税課税	第3	19,500	16,500
～32,000円 ～64,000円	第4	30,000	27,000 (保育単価限度)
～100,000円 ～112,000円 ～160,000円	第5	44,500	41,500 (保育単価限度)
～240,000円 ～408,000円	第6	61,000	58,000 (保育単価限度)
408,000円～	第7	80,000 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)

有田町保育料(月額:円)			
階層	3才未満児	3才児	4才以上児
A	0	0	0
B	9,000	6,000	
C	19,500	16,500	
D1	25,000	22,000	
D2	30,000	27,000	
D3	38,000	34,000	32,000
D4	44,500	38,000	
D5	57,000		35,000
D6	62,000	40,000	

西有田町保育料(月額:円)			
階層	3才未満児	3才児	4才以上児
A	0	0	0
B	9,000	6,000	
C	18,500	15,500	
D1	25,000	22,000	21,000
D2	29,500	26,500	25,000
D3	36,000	32,000	30,000
D4	41,000		
D5	50,000		
D6	55,000	38,000	33,000

2人以上の子供を入園させている場合の保育料算定のカウント方法

**第1～4階層**  
最も保育料が低い児童が全額  
2番目に低い児童が半額  
3番目以降は1/10

**第5～7階層**  
最も保育料が高い児童が全額  
2番目に高い児童が半額  
3番目以降は1/10

**第1～4階層**  
最も保育料が低い児童が全額  
2番目に低い児童が半額  
3番目以降は1/10

**第5～7階層**  
最も保育料が高い児童が全額  
2番目に高い児童が半額  
3番目以降は1/10

**全階層**  
最も保育料が低い児童が全額  
2番目に低い児童が半額  
3番目以降は1/10

### 30. 社会福祉事業の取扱い

- (1) 国又は県が定める制度に基づいて実施している事業は、合併までに調整し、継続して実施する。
- (2) 町独自の制度に基づいて実施している事業は、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、住民サービスが低下しないよう調整する。
- (3) 戦没者追悼式は継続して開催することとし、実施方法については、合併後速やかに調整する。

#### 【具体的対応策】

- ・重度心身障害者タクシー料金助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・内臓機能障害者器具購入費助成事業は、西有田町の例による。
- ・施設入所児帰省等経費助成事業は、現行のとおりとする。

### 31. 病院事業の取扱い

西有田共立病院の施設及び運営は、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

#### 【具体的対応策】

- ・病院経営を取り巻く環境は、患者数の減少や診療報酬の引下げ等により非常に厳しくなっており、抜本的な見直しを行い経営基盤の強化を図る必要がある。
- 将来的には、新病院建設の検討が必要である。合併後、社会情勢等の変化を踏まえ、新しい視点、発想で医療機能の充実と地域包括ケアへの対応等、佐賀県西部保健医療圏における中核病院としての役割にふさわしい、新病院づくりを検討する。

【参考】 外来・入院患者数及び病床利用率の現況 (単位:人)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
外来	患者数	82,665	77,256	77,984
	一日平均患者数	339	317	318
入院	患者数	49,609	47,852	48,307
	一日平均患者数	136	131	132
	病床利用率	82.4%	79.5%	80.2%

### 32. 保健衛生事業の取扱い

- (1) 保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるよう調整する。
- (2) 成人健康診査は、現行のとおりとし、サービス内容の低下や急激な負担増とならないよう、合併後調整する。

#### 【具体的対応策】

- ・妊婦健康診査は、現行のとおりとし、栄養食品支給の対象者は、有田町の例により、多胎児を含む。
- ・乳幼児健康診査は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・母子保健指導は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・母子保健教室は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・母子保健推進員は、現行のとおりとする。
- ・老人保健事業における健康手帳の交付は、現行のとおりとする。
- ・健康教育は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・健康相談は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・機能訓練は、合併までに調整し、新町において定める。
- ・歯科保健事業は、合併後速やかに調整する。
- ・健康づくりイベントは、合併後速やかに調整する。
- ・健康づくり保健委員制度は、現行のとおりとし、新町において全域での設置を検討する。
- ・健康サポートフロンティア事業は、現行のとおりとし、新町において全域での実施を検討する。

【参考】成人健康診査の現況

		有田町	西有田町
基本健康診査	実施方法	個別検診	集団検診
	対象者	30歳以上	40歳以上
	現在の負担額	2,000円	1,000円
	負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯	
	選択検査	心電図・貧血・HbA1cは全員実施	貧血・HbA1cは全員実施
追加血液検査		18項目あり	未実施
		総ビリルビン・直ビリルビン・総蛋白など	
		無機リン	
		血清鉄は除く	
わかば健診	実施方法	未実施	集団検診
	対象者		18歳～39歳
	現在の負担額		1,000円
歯周疾患検診	実施方法	個別検診	個別検診
	対象者	40・50・60・70歳の男女	40・50・60・70歳の男女
	現在の負担額	400円	無料
	負担金免除者	①70歳以上②医療受給者証③生保世帯④非課税世帯	
人間ドック	実施方法	国保事業で実施	国保事業と一般で実施
	対象者	30～49歳	40歳(一般・国保)、50歳(国保)
	現在の負担額	3,000円	3,150円
脳ドック	実施方法	国保事業で実施	国保事業と一般で実施
	対象者	40～70歳	40～69歳
	現在の負担額	10,470円	10,470円
休日検診	実施方法	未実施	集団検診
	回数		1回
	内容		胃・子宮・大腸・乳・前立腺 骨粗鬆症

33. ごみ対策・環境保全の取扱い

- (1) ごみの収集方式、分別区分及び収集回数は、現行のとおりとする。
- (2) 西有田町のリサイクル事業は、継続して推進し、合併後調整する。
- (3) ごみ処理手数料は、有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- (5) し尿汲取手数料は、現行のとおりとする。

【具体的対応策】

- ・ごみの総量は横這い状況であるが、処理経費は増加しており、ごみの減量化、再資源化に向け普及促進が必要である。
- ・両町ともごみの減量化・再資源化に向け普及促進が必要であり、助成制度については事業内容の充実を図る。

【参考】一般廃棄物処理手数料の現況

取扱区分	大きさ	単位	有田町(税込)	西有田町(税込)
可燃ごみ	大	1袋	40円	40円
	小	〃	30円	15円
不燃ごみ(陶磁器、金属類)		〃	40円	40円
資源ごみ(ビン類、空き缶類)		〃	40円	40円
ペットボトル		〃	40円	40円
容器包装プラスチック		〃	40円	40円
粗大ごみステッカー(シール)		1枚	300円	300円

34. 農林事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策事業は、これまでの2町の取組みを基本に、国の動向を踏まえ、合併後速やかに調整する。
- (2) 農業生産組織育成事業は、西有田町の事業施策を基本に、合併後速やかに調整する。
- (3) 有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 農業振興地域は、現行のとおりとし、新町において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 中山間地域等直接支払制度の次期制度は、国の動向を踏まえ、合併までに調整する。
- (6) 農事無線は、現行のとおりとする。
- (7) 農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- (8) 土地改良事業分担金、県営土地改良事業負担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。
- (9) 森林を守る交付金事業は、現行のとおりとする。

【具体的対応策】

- ・有害鳥獣対策事業は、農協及び猟友会との協議が必要である。
- ・農事無線は、防災無線等との調整、検討を要する。

【参考】 土地改良事業分担率の現況(%)

事業区分		西有田町	有田町
農地農業用施設	農地	50(補助残)	50(補助残)
災害復旧事業	農業用施設	50(補助残)	0
県単ため池災害防止事業		12.5(補助残)	
さが農業農村振興整備事業			事業の施行によって受ける各人の利益の度合いに応じて町長が定める。 現在、徴収は行っていない。
	転作振興型区画整理・農地整備	20	
	土地利用集積型農業用施設の整備	15	
	幹線道路・用排水路の整備	15	
	棚田対策農地整備	18.35	
	棚田対策農業用施設の整備	13.75	
棚田地域等保全整備事業		6.25	
農道整備事業		25(補助残)	
県単水源確保緊急対策事業		10(補助残)	

県営土地改良事業負担金に係る分担率の現況(%)

ため池等整備事業(浚渫に係る工事)	2.5	同上
ふるさと農道緊急整備事業	2.2	
一般農道整備事業(田畑輪換)	6.25	

### 35. 商工観光事業の取扱い

- (1) 貸付制度、融資制度、表彰制度及び利子補給制度は、合併後速やかに調整する。
- (2) 有田町中小企業緊急融資制度は、廃止の方向で検討する。
- (3) その他商工業振興事業は、現行のとおりとする。
- (4) 企業誘致事業は、合併後速やかに調整する。
- (5) 観光事業及びイベントは、地域の歴史と文化を尊重し、現行のとおりとする。

【具体的対応策】

- ・合併前に貸付等を決定した者の貸付、償還及び利子補給については、従前の例による。
- ・合併前に奨励金制度等の適用を受けた企業については、従前の例による。
- ・企業誘致推進のための事業については、充実させるよう検討する。
- ・新町の観光事業・イベントで支援が必要なのは、引き続き支援を行うことを基本とする。

### 36. 交通関係事業の取扱い

コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行い、新町での運行を目標とする。

【具体的対応策】

- ・コミュニティバス運行事業は、現在の有田町の利用実績を考慮し、新町において福祉充実の事業として捉える。また、新町の健全財政を踏まえ、費用対効果の検証を行うとともに、委託方法、ルート及び運賃等を調整し、合併時の運行を目指す。なお、両町の庁舎間は、分庁方式による住民サービスの低下にならないよう、シャトルバス等の運行を検討する。

### 37. 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する都市計画マスタープランとの整合性を図り調整する。
- (2) 2町の町道は、新町の町道とする。なお、町道の認定基準は、合併後速やかに調整する。
- (3) 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 急傾斜地崩壊防止(対策)事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。

【具体的対応策】

- ・都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する都市計画マスタープランとの整合性を図り調整する。
- ・急傾斜地崩壊防止(対策)事業の受益者負担金は、各種事業における負担金との均衡が図れるよう、徴収する方向で、合併までに調整する。

### 38. 公営住宅の取扱い

- (1) 2町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。
- (2) 入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定める。

【具体的対応策】

- ・共同施設使用料は、負担公平の原則により、徴収する方向で検討する。

【参考】町営住宅の現況

	有田町	西有田町
名称(戸数)	泉山住宅(24戸) 中樽住宅(42戸)	東園住宅(16戸)
入居資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所又は勤務場所を有する者であること。</li> <li>・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</li> </ul>
	(共通)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法で定められた収入基準に該当すること</li> <li>一般世帯については基準額(収入基準月額)が200,000円以下</li> <li>高齢者・障害者等の世帯については基準額(収入基準月額)が268,000円以下</li> <li>・現に住宅に困っていることが明らかなこと</li> <li>・国税、地方税を完納している者であること</li> </ul>	
共同施設使用料	なし	月額 3,000円 (浄化槽使用料)

### 39. 上水道事業の取扱い

- (1) 水道料金は、有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- (2) 加入金、手数料は、合併後速やかに調整する。
- (3) 水道料金取りまとめ手数料は、西有田町の例を基本に、合併後速やかに調整する。
- (4) 水道事業は、新町において水道事業計画を策定し、計画的な統合を図る。

【参考】使用水量による主な家庭用水道料金の現況 (税込み)

口径	使用水量	有田町	西有田町
13mm	10m <sup>3</sup>	1,795円	1,930円
	20m <sup>3</sup>	3,685円	3,860円
	30m <sup>3</sup>	5,680円	5,790円
	40m <sup>3</sup>	7,675円	7,720円

### 40. 下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
- (2) 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。
- (3) 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
- (4) 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
- (5) 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。

【具体的対応策】

- ・各事業の使用料については、汚水整備計画策定後に調整する。
- ・積立奨励金制度は、新町全域での実施を検討する。なお、金融機関との調整が必要。

【参考】

有田町公共下水道事業における水道料金

参考例(1ヶ月に25m <sup>3</sup> を使用した場合)	
基本料金	1,300円
超過料金	
(10m <sup>3</sup> ×150円)+(5m <sup>3</sup> ×170円) ÷	2,350円
計	3,650円
3,650円×1.05(消費税) =	3,832円

西有田町浄化槽整備推進事業(合併浄化槽)における水道料金

参考例(4人家族の場合の使用料の例)	
基本料金	2,000円
人員割	
500円 × 4人 =	2,000円
計	4,000円
4,000円×1.05(消費税) =	4,200円

#### 41. 学校教育の取扱い

- (1) 学校給食制度は、現行のとおりとする。
- (2) 有田町育英資金は廃止し、新町において新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。  
有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。  
有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。
- (3) 私立幼稚園就園奨励補助は、合併までに調整し、新町において定める。
- (4) 中学校の学期制度は、現行のとおりとする。

##### 【具体的対応策】

- ・合併前に貸付の決定を受けた者の貸付及び償還については、従前の例による

#### 42. 通学区域の取扱い

- 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。

#### 43. 生涯学習・スポーツ事業の取扱い

- (1) 公民館の対象区域は、現行のとおりとする。
- (2) 2町の町指定文化財は、新町の指定文化財とする。
- (3) 生涯学習イベント・講座は、合併後速やかに調整する。
- (4) 2町の図書室の管理運営は、合併後速やかに調整する。
- (5) 移動図書館事業は、全域で実施できるよう、合併後速やかに調整する。
- (6) スポーツ行事は、合併後速やかに調整する。
- (7) 競技スポーツ全国大会等出場費補助金は合併後速やかに調整する。
- (8) 青少年国外研修事業は、合併後速やかに調整する。

##### 【具体的対応策】

- ・公民館については、現行のとおり、生涯学習の推進及び住民自治活動の拠点とする。
- ・生涯学習イベント、講座は、住民の多様な学習意欲に応え、また高めるよう調整する。
- ・図書室の管理運営は、借りた場所と返却する場所が異なっても対応できるよう、また、その他きめ細かなサービスの向上を図る。
- ・移動図書館事業は、西有田町も運行できるよう、新町以降後、運営の全体的な見直し調整を行う。
- ・体育協会については、各団体の実情を尊重し合併時に統一するよう調整を図り、新町において、事業内容等の指導を速やかに行う。
- ・青少年国外研修事業は、新町全域の児童、生徒を対象に事業の展開を検討する。

#### 44. その他協議が必要な事業

- 有田町土地開発公社は、新町の土地開発公社として存続する。西有田町土地開発公社は、所有する財産を、有田町土地開発公社へ有償譲渡し、合併の前日までに解散する。